

第 3 次沖縄県観光振興計画

（素案）

平成 2 0 年 1 月

沖 縄 県

目 次

第1章 計画作成の基本的考え方

1 計画作成の意義	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の目標	2
5 計画実現に向けた役割分担	2

第2章 沖縄観光の現状及び課題

1 観光立国に向けた国の取り組み	4
2 沖縄観光を取り巻く動向	7
3 沖縄観光客満足度調査	29
4 観光振興指標の実績	31
5 沖縄観光の課題	36

第3章 観光振興の基本方向

1 国際的海洋性リゾート地の形成	45
2 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進	48
3 コンベンション・アイランドの形成	52
4 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化	54
5 産業間の連携の強化	57

第4章 観光振興施策の展開

1 国際的海洋性リゾート地の形成	58
(1) 観光まちづくりの推進	59
(2) 観光地の魅力の増進	61
(3) 観光客の移動の円滑化	66
(4) 公共施設の整備	70
(5) 持続可能な観光地づくりの推進	77
2 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進	80
(1) 健康保養型観光の推進	81
(2) エコツーリズムの推進	83

(3) グリーンツーリズムの推進	86
(4) 文化交流型観光の推進	88
(5) 体験滞在・交流の推進	92
3 コンベンション・アイランドの形成	93
(1) コンベンション等の誘致	94
(2) M I C E 機能及び受入体制の充実	97
4 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化	99
(1) 観光客受入体制の確保	100
(2) 沖縄の宣伝と観光客の来訪の促進	117
(3) 観光の利便性の増進	121
5 産業間の連携の強化	122
(1) 観光土産品のブランド確立	123
(2) 観光関連産業と農林水産業との連携による地産地消の推進	125
(3) 観光との連携による関連産業の振興	126
第5章 観光まちづくりの推進	128
1 圏域ごとの観光まちづくりの基本方向	128
2 観光まちづくりの取り組みの推進	130
第6章 観光振興地域	134
1 観光振興地域指定の基本的考え方	134
2 観光振興地域の区域	134
3 観光振興地域整備の基本方向	135

第1章 計画作成の基本的考え方

1 計画作成の意義

本年は、沖縄振興計画の下、自立的発展に向けた新たな沖縄振興の取り組みが開始されてから6年が経過し、観光リゾート振興施策の短期の具体的な実施計画である本計画について第3次計画が開始される節目の年である。

本県の観光は、国内や海外リゾート地との競争が激化する中、美ら海水族館の開館や沖縄型特定免税店の空港外施設の開業等新たな沖縄観光の魅力の創出や誘客プロモーションの展開及び沖縄人気の高まりなどにより入域観光客数は順調に増加したものの、観光客の県内消費額は伸び悩んでいる。観光収入は入域観光客数の増加に支えられて回復基調にあり、平成16年度県民所得統計における県外受取に占める観光収入の比率は15.6%を占めており、沖縄県経済において旅行・観光産業は重要な位置を占めている。

また、観光・リゾートは経済的な効果だけではなく、観光振興への活用を通じた豊かな自然や生活環境の保全、伝統文化や芸能等の保存・育成及びこれらに対する県民意識の高揚や県民の豊かな心の形成にも大きく寄与している。

観光は今後も本県において最も競争力を有する産業分野として、また、製造業や農林水産業をはじめとする他産業への波及効果が大きい総合産業として、さらにダイナミックに発展し県経済全体を力強く牽引していくことが求められている。

本計画は、このような背景を踏まえ、沖縄振興計画に基づき「多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成」の実現に向けた観光振興施策の基本方向及び具体的施策を定め、「観光立国」を推進している国や特色ある地域づくりや観光誘客を進める市町村、関係団体、観光業界等との連携により諸施策を戦略的かつ重点的に推進しようとするものであり、ここに計画作成の意義がある。

2 計画の性格

この計画は、沖縄振興特別措置法第6条に基づく観光の振興に関する計画で、沖縄振興計画における観光・リゾート振興施策の短期の具体的な実施計画である。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成20年度から平成23年度までの4か年とする。

4 計画の目標

この計画は、沖縄振興計画において実現を目指す「多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成」に向け、第2次計画の実績を踏まえて受入体制の一層の強化を図るとともに、観光資源のさらなる魅力向上、旅行目的・形態の変化に対応した沖縄観光の新たな魅力づくりに取り組み、今後とも、観光・リゾートが県経済をリードする総合産業として一層成長・発展していくための基盤づくりを図ることを目標とする。

また、計画の進捗状況や施策効果等を踏まえ、適切なフォローアップを実施するため、各施策の目標値となる基本的な指標を設定する。

5 計画実現に向けた役割分担

(「沖縄県観光振興基本計画」(平成14年5月)より)

(1) 県民の役割

県民一人ひとりが本県の自然や歴史、文化等観光資源への理解を深めるとともに、「イチャリバチャデー」の気持ちで本県を訪れる観光客に対して思いやりの心を持って温かくもてなすことが重要である。

また、観光・リゾート産業が本県経済に及ぼす効果が高く、本県のリーディング産業であることをより一層県民が理解、認識し、また、県民にとって住み良い美しいまちづくりが、本県を訪れる観光客にも満足度を高めるとの認識に立ち、「美ら島」づくりに向け県民一人ひとりが積極的に取り組むことが重要である。

(2) 観光・リゾート業界の役割

観光・リゾート関連産業従事者は、時代の変化や観光客の多様なニーズに的確に対応した受入体制の整備や顧客サービスの向上に努めるとともに、ニーズに即した県産品の提供等、観光客が快適で満足できるサービスを提供することが重要である。

そのためには、観光・リゾート関連産業を担う人材の育成・確保はもちろん、

産業間の連携・協力を図りながら、地域と一体となった魅力ある観光・リゾートづくりを行うことが重要である。

また、自然資源や歴史、文化資源等の保全と育成に留意しつつ、これらを貴重な観光資源として積極的に活用していくことが重要である。

(3) 市町村の役割

市町村においては、地域の活性化・振興の観点から各々の地域に存在する地域資源の保全と育成に努めつつ、これらを観光資源として活用し、また、地域との調和を図った観光関連施設の整備、地域の個性を生かした誘客活動等を積極的に推進することが重要である。

さらに、観光・リゾート関連産業従事者の自主的・主体的な取組みを支援するとともに、地域特産物の観光への利活用を促進する等関連産業を含めた観光振興の推進が重要である。

(4) 県の役割

県は、美しい海と亜熱帯性の豊かな自然、沖縄独特の歴史・文化等本県の地域特性を活かし、国際的な海洋性リゾート地、国民の総合的な保養の場及びコンベンション拠点の形成を図り、観光・リゾート関連産業の持続的発展に向けた環境整備を推進する。

このため、本県観光・リゾート振興の方向性の指針を示すとともに、県民、観光・リゾート関連産業従事者及び市町村の自主的・主体的な取組みを支援し、その連携・協力の下に各種施策の実現に努める。

また、国際観光の振興をはじめ本県全体の観光・リゾートの振興にあたって、あらゆる分野が総力をあげて取り組む必要があることから、国の機関等とも連携しながら、全庁的な体制で取り組む。

第2章 沖縄観光の現状及び課題

本章においては、観光立国に向けた国の取り組みなど、沖縄観光をとりまく情勢や環境、沖縄観光の現状及び課題等について整理する。

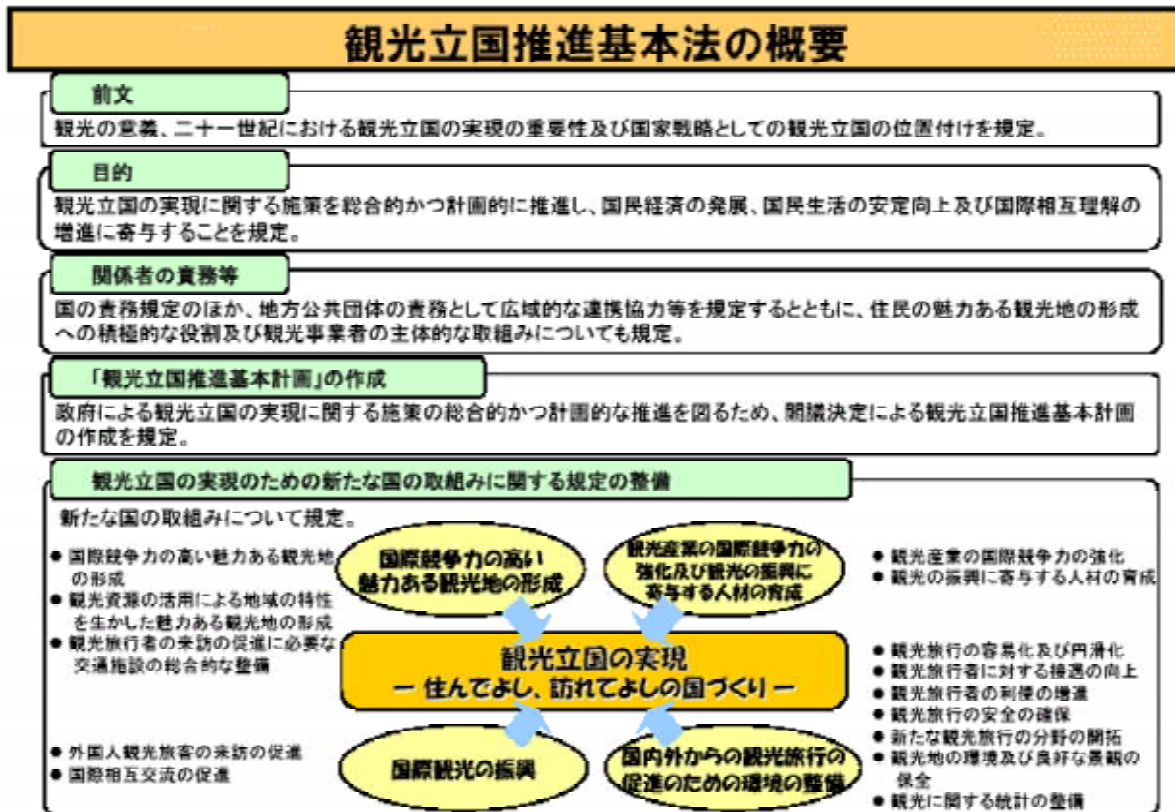
1 観光立国に向けた取り組み

観光は、わが国の経済、人々の雇用、地域の活性化に大きな影響を及ぼすものであり、21世紀のリーディング産業であるとの認識から、現在、国において、観光立国に向けた取り組みが進められている。

平成18年12月には議員立法により観光立国推進基本法が成立し、平成19年1月1日より施行されている。これは昭和38年に制定された旧「観光基本法」の全部を改正し、題名を「観光立国推進基本法」に改めることにより、観光を21世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置付けたものである。

観光立国の実現に関する施策の基本理念として、地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要であるという認識の下に施策を講ずべきこと等を定めている。

平成19年1月より施行された観光立国推進基本法に基づき、国は、平成19年6月に観光立国の実現に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国の実現に関するマスタープランとして観光立国推進基本計画を策定しており、同計画には、観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針や目標とともに、観光立国推進基本法で政府が総合的かつ計画的に講ずべきと示された施策等が定められており、今後、国はこの計画に基づいて、観光立国の実現に関する施策を推進していくこととなっている。



<観光立国推進基本計画の概要>

(1) 基本的な方針

国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大するとともに国民の海外旅行を発展

将来にわたる豊かな国民生活の実現のため観光の持続的な発展を推進

地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を実現

国際社会における名誉ある地位の確立のため平和国家日本のソフトパワーの強化

(2) 観光立国の実現に関する目標

計画期間における基本的な目標

- * 訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目指す。【平成18年：733万人】
- * 我が国における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。【平成17年：168件】

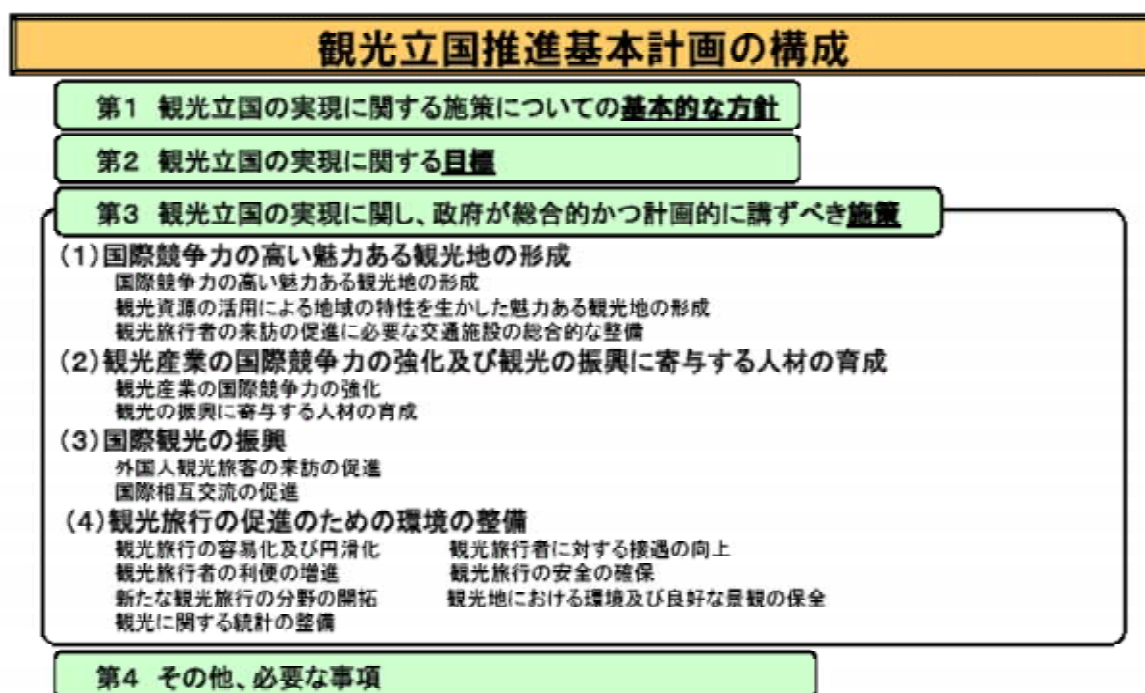
- * 日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を平成22年度までにもう1泊増やし、年間4泊にすることを目標とする。【平成18年度：2.77泊】
- * 日本人の海外旅行者数を平成22年までに2,000万人にすることを目標とし、国際相互交流を拡大させる。【平成18年：1,753万人】
- * 旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にすることを目標とする。【平成17年度：24.4兆円】

その他の目標

次に掲げる、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策にあわせ、上記を含め計25の目標を設定している。

(3) 観光立国に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

観光立国の実現に関し、上記に掲げた目標を達成するため、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」、「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」、「国際観光の振興」、「観光旅行の促進のための環境の整備」の4つが示されている。



※「工程表」を明らかにするとの観点から、施策毎に、具体的な目標年次を設定することも含めた内容としたい。